

令和2年度 大東市教育委員会 5月 定例会 会議録

1. 開催年月日

令和2年5月15日（金） 午前10時00分～午前10時45分

2. 開催場所

大東市立市民会館中会議室

3. 出席者（4名）

- ・教育長職務代理人 水野 達朗
- ・教育委員 田中 佐知子
- ・教育委員 太田 忠雄
- ・教育委員 齊藤 めぐみ

4. 出席説明員（15名）

- ・学校教育部長 北田 吉彦
- ・学校教育部指導監 伊東 敬太
- ・生涯学習部長兼総括次長 馬場 弘行
- ・学校教育部総括次長兼教育政策室長兼課長 佐々木 由美
- ・学校教育部教育政策室課長 杉谷 明子
- ・学校教育部教育政策室課長 新井 雅也
- ・学校教育部教育政策室課長 渡邊 良
- ・学校教育部教育政策室課長兼教育研究所長 奥村 彰悟
- ・学校教育部教育政策室課長兼野崎青少年教育センター所長 前島 康浩
- ・学校教育部教育政策室課長兼北条青少年教育センター所長 北村 孝史
- ・学校教育部次長兼学校管理課長 清水 鉄也
- ・生涯学習部生涯学習課長 平岡 健一郎
- ・生涯学習部生涯学習課参事 黒田 淳
- ・生涯学習部スポーツ振興課長 中村 正則
- ・学校教育部教育政策室課長補佐 岡田 健嗣

5. 傍聴者 0名

6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委議案第22号
大東市教育委員に係る人事案件について
- 日 程 第 3 教委議案第23号
令和3年度大東市立中学校使用教科用図書調査員の任命
について
- 日 程 第 4 一般業務報告

7. 議案書

教委議案第22号

大東市教育委員会教育委員に係る人事案件について

大東市教育委員会の下記の委員から辞職願が提出されたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第10条の規定に基づき、教育委員会の同意を求める。

1 氏名 水野達朗

2 辞職年月日 令和2年5月20日

令和2年5月15日提出

大東市教育委員会

教育長職務代理者 水野 達朗

理 由

令和2年5月8日付で、令和2年5月20日をもって教育委員の職を辞したい旨の申出があったので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定に基づき、教育委員会の同意を求めるものである。

※人事案件につき非公開

教委議案第23号

令和3年度大東市立中学校使用教科用図書調査員の任命について

大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会（中学校）における調査員を次のとおり任命する。

令和2年5月15日提出

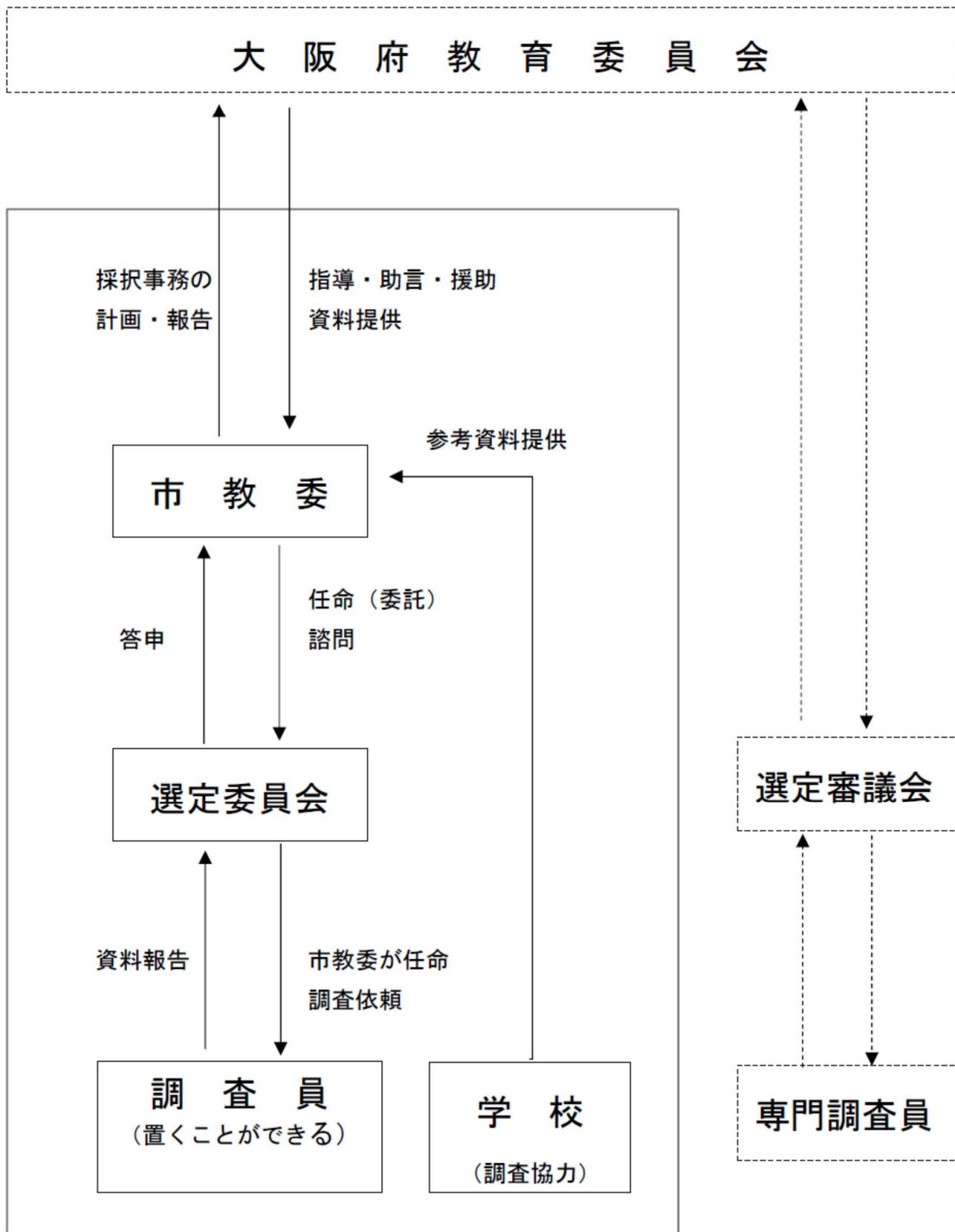
大東市教育委員会
教育長職務代理者 水野達朗

理 由

令和3年度大東市立中学校使用教科用図書について専門の事項を調査研究するため、大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則第4条に基づき、別紙名簿に記載する者を調査員に任命するため。

※人事案件につき非公開

大東市教科書採択方法概念図



大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会の委員等に関する要領

平成26年4月24日 改正

(目的)

第1条 この要領は、大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則（平成25年教委規則第4号。以下「規則」という。）に基づき、大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会の委員および調査員の構成等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の構成等)

第2条 規則第2条第1項に定める委員は、次に掲げる構成人数をもって充てるものとする。

- (1) 小学校等の校長から2名
- (2) 教育委員会事務局の職員から2名
- (3) 大東市PTA協議会から2名

2 同条第1項に規定する、教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者とは、採択の対象になる教科用図書の発行者（以下「発行者」という。）の会社の株主（社員を含む）、発行者が発行している書籍等に著作権を有する者のことをいう。

(調査員の構成等)

第3条 規則第4条第2項に定める調査員は、次に掲げる構成人数をもって充てるものとする。

- (1) 校長および教頭ならびに教育委員会事務局職員から1名
- (2) 教諭から2名

2 教育委員会事務局職員以外の調査員については、大東市校長会から推薦された校長（規則第2条第1項第1号の委員を除く。）、教頭および教諭または教育委員会が適切と認めた校長、教頭および教諭をもって充てるものとする。

大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則

平成 25 年 3 月 26 日

教委規則第 4 号

大東市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則(平成 13 年教委規則第 1 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大東市附属機関条例(平成 24 年条例第 29 号)第 3 条の規定に基づき、大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会(以下「委員会」という。)の組織および運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会の委員は、次に掲げる者(教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者を除く。)の中から教育委員会が委嘱または任命する。

(1) 小学校または中学校(以下「小学校等」という。)の校長

(2) 教育委員会事務局の職員

(3) 小学校等に在籍する児童または生徒の保護者

2 委員会の委員の任期は、委嘱または任命の日から教科用図書の選定についての審議を完了した日までとする。

3 委員会に委員長および副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたはかけたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の全員一致により決するものとする。

(調査員)

第4条 委員会は、専門の事項を調査するため必要があると認めるときは、委員会に調査員を置くことができる。

2 調査員は、小学校等の校長および教員ならびに教育委員会事務局の職員(教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者を除く。)の中から教育委員会が委嘱または任命する。

(守秘義務)

第5条 委員会の委員および調査員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育政策室において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織および運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日以後最初に招集される委員会の招集および委員長が選任されるまでの間の委員会の主宰は、教育長が行う。

付 則(平成27年教委規則第2号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

調 査 員 資 格 要 件

大東市教育委員会

1. 調査担当教科・種目に関して学識経験が豊かであり、公正な立場で申請図書の研究を遂行することが期待できること。
2. 大東市立小・中学校の校長、教頭、または教諭であること及び大東市教育委員会事務局の指導主事であること。
3. 3年以上の教職経験を有すること。
4. 教科用図書及びその教師用指導書の執筆又は編集に関係していないこと。
5. 平成27年度以降の教科書発行者の主催又は後援する教科書研究会等の講師になつたことがないこと及びその企画に参加したことがないこと。

8. 一般業務報告

1. 大東市新型コロナウイルス対策給付金プロジェクトチーム設置要綱の制定及び大東市教育委員会事務局事務決裁規程第14条に規定する専決又は代決事項の読み替え等について

9. 会議録

水野教育長職務代理者	それでは、5月の教育委員会定例会を開催いたします。 本日の出席状況について報告をよろしく申し上げます。
北田部長	本日の出席者は教育長職務代理者及び教育委員3名、合計4名でございます。
水野教育長職務代理者	それでは、議事に入らせていただきます。 日程第1 「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、田中委員によりお願いいたします。 次に、日程第2 教委議案第22号「大東市教育委員に係る人事案件について」ですが、人事案件のため地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項但し書きの規定により非公開としたいと思っておりますが、賛成の委員は挙手をお願いします。 <p style="text-align: center;">【挙手全員】</p>
水野教育長職務代理者	それでは、本議案は非公開とし、この後に別途審議することといたします。 (日程第2 教委議案第22号「大東市教育委員に係る人事案件について」は非公開の上、別室審議。審議後、再開)
水野教育長職務代理者	それでは、この案件につきまして、職務代理者である私自身の案件であるため、議事進行を太田委員にお願いしてよろしいでしょうか。一旦、退席させていただきます。 <p style="text-align: center;">【水野教育長職務代理者退席】</p>
太田委員	それでは、この案件につきまして、ご意見・ご質問がございましたらお願いします。 無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。 <p style="text-align: center;">【挙手全員】</p>
水野教育長職務代理者	それでは、この案件につきまして承認といたします。 水野教育長職務代理者に入室いただいでください。 <p style="text-align: center;">【水野教育長職務代理者入室】</p>
水野教育長職務代理者	太田委員、ありがとうございました。今の案件につきましては、私自身が教育長職務代理者、教育委員を辞任することに伴いまして、5月21日以降の教育長職務代理者に太田委員を指名します。 次に日程第3 教委議案第23号「令和3年度大東市立中学校使用教科用図書調査員の任命について」、提案理由の説明をお願いいたします。
奥村課長	教委議案第23号「令和3年度大東市立中学校使用教科用図書調査員の任命について」ですが、人事案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により非公開でご審議頂きたいのですが、ご議決賜りますようお願いいたします。

水野教育長職務代理者

それでは、この案件につきまして、非公開とさせていただくことに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、本議案は非公開とし、この後に別途審議することといたします。

(日程第3 教委議案第23号「令和3年度大東市立中学校使用教科用図書調査員の任命について」は非公開の上、別室審議。審議後、再開)

水野教育長職務代理者

それでは、この案件につきまして、ご意見・ご質問がございましたらお願いします。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

・・・・・・日程第4 一般業務報告につき要点のみを記載・・・・・・

① 大東市新型コロナウイルス対策給付金プロジェクトチーム設置要綱の制定及び大東市教育委員会事務局事務決裁規程第14条に規定する専決又は代決事項の読み替え等について

⇒教委議案第21号「市長の権限に属する事務の補助執行について」の承認により当該要綱を制定する。また、大東市教育委員会事務局事務決裁規程第14条に規定する当該機関の長が専決または代決すべき事項について、大東市事務決裁規程 別表第1の規定を準用し、課長を総括者、上席主査を副総括者に読み替えるものとする。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

水野教育長職務代理者

大東市新型コロナウイルス対策給付金事業につきましては、連日遅くまで業務いただいています。これから申請書の返信も多くあるかと思いますが、引き続きよろしく申し上げます。

以上をもちまして、5月の教育委員会定例会を終了いたします。

以上

令和2年6月30日

水野教育長

田中委員